News Letter 2023年1月号

3月決算から適用開始!

賃上げ促進税制

<賃上げ促進税制とは> 旧 所得拡大促進税制

中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の条件を満たした上で、前年度より給与等の 支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

制度概要

雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を法人税(個人事業主は所得税)から 税額控除できる制度です。 雇用者全体の給与等支給額を前年度比で1.5%以上増加させた場合は15%税額控除、

2.5%以上増加させた場合は30%税額控除できます。

教育訓練費を前年度比で10%以上増加させた場合は、追加で10%税額控除できます。

令和4年度改正による主な変更点

- 上乗せ要件を簡素化&控除率引き上げ(控除率最大40%)
- 教育訓練費増加要件に係る明細書の「添付義務」を「保存義務」へ変更
- 経営力向上要件は廃止

※控除対象雇用者給与等支給増加額の上限:調整雇用者給与等支給増加額が上限となります ※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20%(通常・上乗せ共通)が上限となります

適用期間:令和3年4月1日~令和4年3月31日までの期間内 旧制度 に開始する各事業年度(個人事業主は令和4年)

> 適用要件(通常要件) 控除率

雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以 上増加

15% 控除率

適用要件(上乗せ要件) 雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以 上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと

教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加 していること

適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化 法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、 経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行 われたことにつき証明がされていること

+10%

新制度

適用期間:令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間 内に開始する各事業年度(個人事業主については、令和5年及 び令和6年の各年)

令和4年度税制改正により、 令和4年4月1日以降に開始される事業年度 (個人事業主については令和5年分)が対象

適用要件(通常要件)

雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以

上増加

適用要件(上乗せ要件) 上乗せ要件①

雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以

上増加

+15%

控除率

15%

控除率

上乗せ要件②

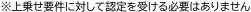
教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加

+10%

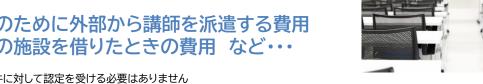
※経営力向上要件は廃止

教育訓練費とは?

- 研修のために外部から講師を派遣する費用
- 社外の施設を借りたときの費用 など・・・



※教育訓練期間中の対象従業員に支払った給料や交通費・旅費などは含まれませんのでご注意ください





教育訓練費に振り分けられる経費を必ず確認しましょう! ご不明点などは当事務所までお尋ねください